

「水戸地方検察庁仮庁舎（20）構内整備工事」の概要（参考）

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、設計図書及び現場説明書等をご覧下さい。

1. 工事の概要

本工事は、水戸地方検察庁仮庁舎（茨城県水戸市北見町143、144）において、既存建物と付帯する工作物等を取りこわし、敷地を整地する工事です。既存施設は、平成27年に建設された仮庁舎であり、本施設の入居官署は工事開始前までに移転を行います。

(1) 主な工事内容

- ・既存施設（庁舎 S-3 他）及び付帯する工作物等の解体を行います。
- ・取りこわし工事完了後、構内の整地及び木柵を新設します。

(2) 施工時期、施工時間、施工手順（想定）

- ・現場説明書 説明事項その2－現場及び技術に関する事項を参照下さい。
- ・解体に当たり、建物周囲に枠組足場を設置することを想定しています。
- ・周辺地域に対する騒音対策として、枠組足場に防音パネルを設置することを想定しています。
- ・通行者の安全を確保するため、交通誘導警備員の人員を計上しています。（現場説明書 説明事項その2 [交通誘導警備員] 参照）
- ・その他の仮設、養生、作業範囲、作業時間帯、施工手順等については、K-01 図を参照下さい。

2. 実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等

本工事において、以下の取組みを実施しています。

(1) 実態を踏まえた積算の運用

予定価格の算出にあたり、本人負担分の法定福利費相当額を反映した「公共工事設計労務単価」を用いるとともに、法定福利費相当額が反映された見積書式の活用を行う等、実態を踏まえた価格設定を行います。

(2) 施工条件等の円滑な協議

施工計画の立案にあたり新たに必要となった調査、工事施工に関して、新たに発生した条件等について監督職員と協議した結果、請負代金額の変更が必要と判断された内容については、設計変更の対象となります。

(3) 工事関係図書等の効率化

本工事は、受発注者相互の業務の効率化と品質向上を目的とし、「工事関係図書等の効率化」を行う工事です。工事関係資料の重複提出を避けるとともに、真に必要な最小限の工事関係図書等の作成及び管理を重点的に行うこととし、効率化できる書類について監督職員と協議した上で書類作成等を行うこととなります。工事関係書類一覧表は次の URL よりダウンロードすることができます。 <http://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/index00000001.html>

(4) 余裕期間の設定

本工事は、余裕期間を設定しています。

受注者は、発注者が示した工事着手期限（本工事では、令和2年10月30日とする。）までの間で、工事の始期を任意に設定することができます。

工事の始期前の余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置は不要です。また、その期間、現場代理人の常駐義務はありません。

なお、この余裕期間内は、工事に着手すること、資材の搬入、仮設物の設置等を行うことができません。

(5) 入札時積算数量活用方式の適用

本工事は、入札時において 発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関して確認及び協議を行うことができる「入札時積算数量活用方式」を適用します。

(6) 週休2日促進工事の試行

週休2日工事（現場閉所）の実施に伴う労務費の補正等の試行を実施します。なお、本工事は、受注者が発注者へ週休2日に取組む旨を協議して取組む受注者希望方式を適用します。